

役員報酬等規程

特定非営利活動法人シンコペーション

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人シンコペーション（以下「当法人」という）の定款第 24 条の規程に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 1 役員とは、定款第 12 条に規程する理事をいう。
- 2 役員報酬等とは、当法人が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、役員に対し、総会の決議により定められた総額の範囲内において、その職務内容、資格等を勘案して、報酬を支払う。ただし、助成金、補助金等の人件費に関しては別途定めていくこととする。

- 2 各理事の報酬については総会決議により定める。
- 3 各監事の報酬については総会決議によって定める。
- 4 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、給与規程に定めるところによる。
- 5 理事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(役員賞与等)

第 4 条 当法人は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第 5 条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(報酬等の支払方法)

第 6 条 役員に対する報酬等は、都度遅滞なく、希望する金融機関等の口座（本人名義に限る）への振込みにより支払うものとする。

（規程の改定・改廃）

第 7 条 この規程の改定・改廃は、総会の決議により行うものとする。

（補則）

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。（令和 7 年 1 月 24 日 臨時総会決議）

<別表>

講師謝金等 1 時間あたり 5,000 円

執筆謝金等 400 字あたり 1,000 円